

— 平成 30 年度 —  
事業計画書

自 平成30年 4月 1日

至 平成31年 3月 31日

公益財団法人しまね自然と環境財団  
Shimane Nature and Environment Foundation

# 公益財団法人しまね自然と環境財団 平成30年度事業計画書

## 目 次

I. 平成30年度基本方針	
1 全体基本方針	1
2 三瓶自然館及び附属施設の運営方針	1
3 組織	2
II. 島根県立三瓶自然館及び附属施設の運営事業(三瓶自然館等運営事業)	
1 運営計画	
(1) 三瓶自然館運営計画	3
(2) 小豆原埋没林公園運営計画	7
(3) 広告宣伝	8
(4) サービスの向上策	10
(5) 施設の利用許可	11
(6) 施設の維持管理	12
2 調査研究・資料収集整理事業	
(1) 事業概要	19
(2) 調査研究	19
(3) 資料収集・整理	20
3 地域との連携・その他の事業	
(1) 地域との連携	22
(2) 他施設との連携	22
(3) 各種研修の受け入れ	23
III. 地球環境の保全に関する活動支援事業(環境保全活動支援事業)	24
1 運営方針	
2 事業概要	
3 環境保全活動支援	
4 地球温暖化対策(地球温暖化防止活動推進センター)	
IV. 北の原キャンプ場の管理運営事業(北の原キャンプ場管理運営事業)	27
1 運営方針	
2 事業概要	
3 管理運営計画	
4 施設の維持管理	
5 施設の利用許可	
V. 施設利用者への利便提供事業(利便提供事業)	31
1 物販事業	
2 貸出事業	
資料 1 平成30年度三瓶自然館開館計画	32
資料 2 平成30年度イベント一覧表	33
資料 3 不利益処分に対する処分基準(三瓶自然館関係)	35
資料 4 申請に対する審査基準 (三瓶自然館関係)	36

# I . 平成30年度基本方針

## 1 全体基本方針

環境省が提唱する、国立公園を世界水準の「ナショナルパーク」にレベルアップを目指す、国立公園満喫プロジェクトが徐々に具体化している。三瓶自然館の展示一部リニューアルも計画されている中、当財団としてもこの動きを大きなチャンスとしてとらえ、今後を見据えた内容となるように提言、協力を行う。

2020年には三瓶山北の原を会場として全国植樹祭が開催されることが決定した。三瓶山に注目が集まる一大イベントを成功させるべく、県や地元大田市と連携をとりながら事業推進に協力していく。

三瓶自然館においては、夏に特別企画展「RECORD～化石が語る山陰山陽三億年～」を開催するほか、春と冬も企画展を開催して自然の不思議や魅力を紹介する。また、継続した調査研究・資料収集を行い、島根県の自然史解明や博物館機能の充実を目指す。

北の原キャンプ場は、2年連続で過去最高レベルの利用者数を記録した。これは、尾道松江線を利用した岡山・福山地域と四国方面の増加が考えられる。また、アウトドア用品メーカーモンベルと連携した「広域ツーリズム振興協議会」における山陽や大阪へのPRが成果に繋がってきている。今後も、自然豊かなキャンプ場の魅力を発信しつつ、適切な管理運営を行い、更なる利用拡大に努める。

松江事務所(しまねエコライフサポートセンター)では、一昨年のパリ協定に基づき日本が掲げた温室効果ガス削減目標を念頭に置き、島根県地球温暖化防止活動推進員等とも連携しつつ、より実効性のあるCO<sub>2</sub>削減対策を進める。また、環境保全を目的とするボランティアや個人地域活動などの自発的な取り組みが県内に広がっていくよう、さまざまな団体との協働連携により事業を展開する。

## 2 三瓶自然館及び附属施設の運営方針

### (1) 三瓶自然館

#### 企画展による自然の魅力発信と調査研究による博物館機能の充実

- 春期企画展は、「火山のチカラ～火と水のダイナミズム～」を開催する。この企画展では火山にともなう自然現象や災害などの様々な事象を、噴出物などの実物資料と映像、模型等を用いて紹介し、災害と防災、温泉と地熱エネルギー、鉱物資源との関係など、火山と生活の関わりについて考える場とする。
- 夏期特別企画展は「RECORD～化石が語る山陰山陽三億年～」を開催する。ここでは、化石資料から解き明かされる大地の成り立ちと生物の変遷を、実物標本を展示しながら紹介する。特に、中国地方に焦点をあて、身近な大地の歴史と、そこに三葉虫やアンモナイト、恐竜が生息していたことを紹介することで、自然史への興味関心の高まりを期待する。
- 企画展を中心とした大規模事業への集客を図るため、適切な時期に有効な広報を行う。本年度は春と夏の企画展の内容に関連性があるので、統一感を持たせた広報を行うことにより

効果的な集客を図る。また、地元の子どもたちに親しまれる博物館を目指して、大田市内の小学1年生に特別年間パスポートをプレゼントする事業を継続して行う。

- 学校団体の利用を促進するため、自然観察会や天体観察会の充実を図る。特に、天文分野及び地質分野については、教育カリキュラムに対応したプログラムを提供し、授業の一環としての利用を促す。
- 島根の自然に関する調査研究や博物館資料の収集・保存も計画的に進め、島根県の自然史解明に資するとともに、自然系博物館としての機能充実を図る。
- 外部有識者により設置した「三瓶自然館運営委員会」より出された多様な意見・要望を、事業に反映させるように努め、自然系博物館として県民に親しまれる施設となることを目指す。

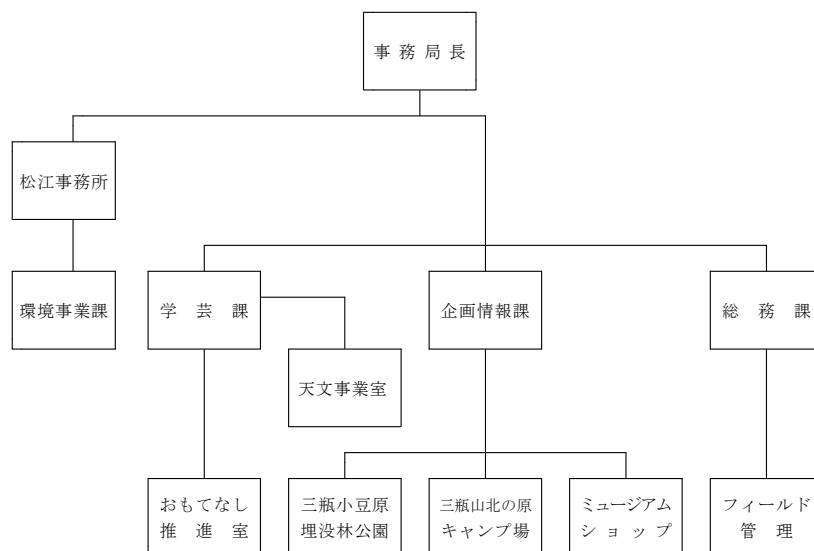
## (2) 三瓶小豆原埋没林公園

### 驚きと学びの提供

- 平成30年度は、三瓶小豆原埋没林発見20周年、埋没林公園開設15周年の節目となる。埋没林の意義を発信し、集客と利用者の満足感向上を図る。
- 地域学習や自然学習の場として活用されることを目指し、学校に向けた出前授業、公民館での講座開催の提案を引き続き行う。
- 埋没樹の保存対策工事が計画されており、これらの円滑な実施のため、県および保存検討委員会に協力する。
- サービス向上策として、年末年始と12月第1月曜日～金曜日を除く無休開館と、午前9時から開館を継続して実施する。
- 県民および近隣を訪れた観光客へのPRとして、観光施設等への営業訪問を定期的に行う。

## 3 組織

平成30年度 公益財団法人しまね自然と環境財団事務局組織図



## Ⅱ. 島根県立三瓶自然館及び附属施設の運営事業

### 1 運営計画

#### (1) 三瓶自然館運営計画

##### (1) 開館計画

###### ① 開館日

●平成30年度開館予定日数：299日 ※条例上は 298日 <資料1>

○条例で定められた休館日

- ・7月21日から8月31日までの間を除く火曜日(祝日の場合は翌平日)
- ・6、9、12、3月の第1月曜日から5日間
- ・12月29日から1月3日まで

○条例で定められた開館日の平成30年12月26日(水)、27日(木)、28日(金)を休館し、代わりに平成30年5月1日(火)、7月17日(火)、平成31年1月2日(水)、3日(木)を来館者サービスのため開館する。

○夏期特別企画展の開催期間を9月30日(日)までとし、9月のメンテナンス休館日を10月に変更する。

- ・平成30年9月3日(月)、5日(水)～7日(金)を開館
- ・平成30年10月1日(月)、3日(水)～5日(金)を休館

###### ② 開館時間

○条例による開館時間は9:30～17:00である。下記の計36日は来館者サービスのため開館時間を18:00まで1時間延長する。

- ・4月から9月までの毎週土曜日
- ・4月29日(日)、5月3日(木)、4日(金)、7月15日(日)、8月12日(日)～15日(水)、9月16日(日)、23日(日)

###### ③ 早朝開館

- ・開館時間前の来館の希望がある場合、事前の予約に応じて早朝開館を行う。

##### (2) 来館者の受付、案内、誘導及び展示解説

###### ① アテンダントによる対応

- ・専門的な研修を受けたアテンダントを配置し、顧客満足度を上げるため、ホスピタリティの向上に努める。
- ・受付のほか、館内の案内、登山や周辺観光に関する情報提供などを行う。
- ・「あいサポート施設」として、誰にでも分かり易い標示や、来館者にあわせた案内などを行う。

###### ② 学芸スタッフによる対応

- ・団体からの要望を中心に、事前の予約に応じて解説などを行う。
- ・来館や電話による質問などについても、きめ細やかな対応を行う。

### (3) 常設展示

#### ①既存展示への工夫

- ・触って体験できるハンズオンアイテムなどを充実させる。
- ・三瓶山にある好立地を活かして、館内外に季節感を取り入れる。
- ・季節による資料の入れ替え、スタッフによる解説などを継続して行う。

#### ②老朽化した機器への対応

- ・小規模な不具合は、スタッフによる機器調整、業者点検など、早めの対応を行う。
- ・大規模な不具合は、設置者である県と協議し、早めの修繕に努める。

#### ③博物館資料としての展示品の保守

- ・日常的な点検、ホコリの除去などにより、展示品の劣化を抑える。

#### ④展示更新に向けた情報収集・協議

- ・老朽化した常設展示の更新を目指して、情報収集及び設置者である県との協議を行う。

### (4) 企画展・特別企画展等の企画・立案・運営

#### ①平成30年度の企画展計画

季節	タイトル	期間	内 容	主な展示物
春期	火山のチカラ～火と水のダイナミズム～	3/17 ～5/27	火山にともなう自然現象や災害などを、実物資料や模型、映像などを用いて紹介する。また、温泉や鉱物資源といった火山と生活との関わりについても解説する。	火山作用でできた岩石、日本および県内の火山立体模型、噴火写真・映像など
夏期 特別	RECORD～化石が語る山陰山陽三億年～	7/14 ～9/30	多数の化石資料をもとに、生物の歩みと大地の歴史を紹介する。特に中国地方に焦点をあて、この地域で産出した化石と地史の特徴に言及する。	地質時代の各時代を代表する化石資料と、中国地方産の化石資料。ゾウ、クジラ、オオツノジカ など
冬期	自然を楽しむ科学の眼	12/22 ～2/3	SSP(日本自然科学写真協会)の写真展を誘致。アマチュアからプロまで、写真家の作品を展示。	宇宙、動植物、風景など自然をテーマにした写真

- ・関連イベントなどを実施し、来館者の満足度アップや話題提供を図る。

### (5) プラネタリウムの投影

#### ①自主企画番組(自動投影)の制作と投影

- ・平成31年度夏期特別企画展にあわせて、月をテーマとしたオリジナル新番組を制作する。

#### ②スタッフによる生番組(解説投影)

- ・スタッフがその時々に応じた天文の話題や星空を解説する。

### ③学校団体向け投影

- ・学校団体の要望に応じて、授業内容に対応した学習番組を解説投影または自動投影する。

### ④天体観察会との連動

- ・天体観察会が雨天曇天等で実施できない時、代替として解説投影を行う。

### ⑤特別上映

- ・東日本大震災関連のプラネタリウム番組「星空とともに(仙台市天文台制作)」の投影を行う。

### ⑥字幕付きプラネタリウムの投影

- ・耳の聞こえに不安のある方を対象として、字幕による解説のついたプラネタリウムを老人週間、障がい者週間のほか、要望に応じて投影する。

## (6)大型ドーム映像

### ①定期上映

- ・三瓶自然館オリジナル作品である「さんべ自然紀行」「煌めきのなかで」「三瓶冬紀行」「島根人と自然の原風景」の計4作品を、年間を通して入れ替えながら上映する。

### ②特別上映

- ・夏期特別企画展期間にあわせ、特別番組を上映する。

## (7)各種イベントの企画・立案・実施

来館者の多様なニーズに対応するために、各種イベント、講演会などを実施する。〈資料2〉

### ①定期イベント

- ・週末を中心に野外散策や工作などを定期的に行い、いつ来ても楽しい館を目指す。  
北の原お散歩ツアー、天文ミニガイド、定期天体観察会など
- ・毎月第3日曜日に「サヒメルきっずサンデー」を開催。幼児に楽しんでもらえるイベントを実施する。  
デジタル紙芝居、テンピー登場タイム、幼児向けプラネタリウム など

### ②集客系イベント

- ・年間を通して様々な催しを開催し、楽しい雰囲気を作り出すことにより来館者の増加を目指す。  
秋期のさんべ祭、冬期のお正月イベント など

### ③自然体験系イベント

- ・国立公園の恵まれた自然の中での体験を通して、自然への興味と理解のきっかけを作る。  
夏の夜の昆虫観察、ノルディックウォーク など

### ④天文・プラネタリウム系イベント

- ・天体観察施設やプラネタリウムを活用し、宇宙への興味、関心を高める。  
特別天体観察会、熟睡プラ寝たリウム など

### ⑤館外における情報発信イベントの実施

- ・県内教育施設での集客イベントなどへ参画し、館外での情報発信や普及啓発を行う。

(8) 自然学講座の開催

① 自然科学に造詣の深い講師を招いた講演会の開催

- ・春・夏企画展連続講座「大地を学ぶ～日本海が生まれた時代と島根の大地～」 6/10(日)

② 学芸課スタッフによる講座型事業

- ・バードウォッチング講座 鳴き声で識別基本編
- ・教員のための博物館の日

(9) 天体観察会

名称	内 容	開催日
定期天体観察会	望遠鏡を用いた天体の観察など	毎週土曜日
予約天体観察会	団体を対象とした天体観察会	随時(事前予約が必要)
特別天体観察会	連休や天文現象にあわせた観察会	4/29、5/3~4 ゴールデンウィーク天体観察会 7/15、8/13~14 夏休み天体観察会 8/12 ペルセウス座流星群観察会 9/16、23 秋の天体観察会 10/12 大田市民のための天体観察会
天文ミニガイド	天文展示の解説と太陽等昼間の天体観察	毎週土日、祝日 30分程度

- ・学校団体などの依頼では、テーマ他の要望を聴取し、できるだけ希望に添った対応を行う。
- ・雨天曇天時にはプラネタリウムを投影する。

(10) 自然観察会

名称	内 容	開催日	対象
定期自然観察会	一般の来館者が気軽に自然と親しめる30分程度の入門的な内容(お散歩ツアー)	毎週土曜日(4月～11月)	個人や家族など一般の来館者
予約自然観察会	学校団体などを対象として、季節の自然、地質、動植物などを要望に沿って紹介	随時(事前予約が必要)	学校団体や各種団体
観察会のテーマ例	・季節の生きもの紹介 ・森林や草原にくらす昆虫	・バードウォッチング入門 ・三瓶山の地層観察	

- ・当館スタッフや三瓶の自然に詳しいボランティアスタッフにより、多彩なテーマでの開催を可能にする。
- ・学校団体などからの依頼では、テーマや場所の要望を聴取し、できるだけ希望に添った対応を行う。

(11) 環境学習の推進

① スタッフの講師派遣

- ・学校などの要望に応じてスタッフを派遣し、学校教育・社会教育の推進に寄与する。



## ②自然館を活用した環境学習

- ・各種観察会やイベントを、環境学習の観点を持ちながら開催する。

## (12)三瓶自然館インタープリターの育成と活用

### ①三瓶自然館インタープリター事務局運営

- ・スタッフとインタープリターが協働し、より良い博物館活動を生み出し、来館者に対するサービス向上を図ることを目的に、インタープリターの活動を円滑に進めるための支援として事務局を運営する。
- ・インタープリターに対しては、交通費の予算的措置や、保険の加入、活動参加調整などを行う。

### ②三瓶自然館インタープリターと協働した博物館活動の展開

- ・観察会の実施や補助
- ・イベントの企画・実施
- ・情報紙の発行
- ・館内での来館者対応
- ・自然情報の収集
- ・調査研究への参画 など

### ③三瓶自然館インタープリター研修の実施

- ・インタープリターに対するスキルアップ研修の実施。

## (2)小豆原埋没林公園運営計画

### (1)開園計画

#### ①開園日

- 平成30年度開園予定日数：353日 ※条例上は298日

○条例で定められた三瓶小豆原埋没林公園の休園日

- ・7月21日から8月31日までの間を除く火曜日(祝日の場合は翌平日)
- ・6、9、12、3月の第1月曜日から5日間
- ・12月29日から1月3日まで

○上記の内、12月の第1月曜日から金曜日の5日間と12月26日から1月1日を除くすべての日を、来園者サービスのために開園する。また、条例上の開園日のうち、平成30年12月27日(木)、28日(金)の2日間は休園日とする。

#### ②開園時間

- 条例による開園時間は9:30～17:00である。
- ・全ての開園日について、開園時間を30分早め、9:00～17:00とする。

### (2)来園者の受付、案内、誘導及び展示解説

#### ①来館者の受付・案内

- ・来園者の受付を行うとともに、可能な限り展示案内を行い、利用者満足度の向上を図る。

#### ②定時ガイドの実施

- ・毎週日曜日の11:00と14:00の2回(約30分間)、展示棟床面の公開を含めて、スタッフによる定期的展示解説(定時ガイドイベント)を実施する。

#### ③映像資料の活用

- ・県により設置されたwi-fiを有効活用し、展示室内で来場者が手持ちのスマートフォン等で解説映像を閲覧できるよう案内し、情報提供とスタッフによる案内を補う。

### (3) 展示計画など

#### ① 学校への出張授業

- ・大田市の小学校を対象に、三瓶小豆原埋没林を紹介する出張授業を実施する。また、幼稚園・保育園を対象に紙芝居と埋もれ木タッチ体験の出張を行う。

#### ② 展示案内用資料の充実

- ・わかりやすく、満足される展示案内を行うため、解説用持ち資料を充実する。

#### ③ パネル展示の充実

- ・エレベーターホール等で行っているパネル展示を、補充、更新する。

### (4) イベント計画

三瓶小豆原埋没林の発見20周年を記念する事業と定時解説イベント、エコツアー型イベント等を実施する。 <資料2>

#### ① 20周年記念イベント

- ・他地域の埋没林の関係者らを招き、シンポジウム型のイベントを開催する。実施場所は大阪市内を想定。

#### ② 定時ガイド

- ・毎週日曜日に実施。バックヤードの案内を含め、ガイドを行う。

#### ③ エコ・ツアー型イベント

- ・ウォーキングと自然観察を融合したエコ・ツアー型イベント「エキ・カラ」を三瓶青少年交流の家との連携事業として実施。

波根 9/22(土)、五十猛 10/21(日)、大田市 11/16(金)

#### ④ 地域団体主催行事の誘致

- ・子ども会や自治会などが利用しやすいよう、テント、バーベキューコンロ等の手配や、ヤマメつかみ取りの対応などを行い、利用拡大を図る。

## (3) 広告宣伝

### (1) 重点目標

- ・春期企画展から夏期特別企画展にかけてリレー的に広告展開を進めることで、集客効果と広報効率が高い広告宣伝を図る。
- ・平成30年度は、JR西日本とJTBのキャンペーンにあわせ、県、市による集客企画が見込まれ、この機会にあわせた情報発信を行う。
- ・行政や観光協会、三瓶山広域ツーリズム振興協議会等が展開するPR活動に積極的に参画し、地域一体での集客を図る。
- ・報道関係者との積極的な交流により、マスコミを通じた情報発信機会を多く確保する。
- ・これらの広報や営業活動は年間計画を作り、戦略的に実施する。
- ・企画展未開催時の入館者数の底上げが課題であり、引き続きその対策を検討する。

### (2) 広報印刷物の作成・配布

#### ① 館内リーフレット、イベントカレンダーなどの配布

- ・館を紹介するリーフレットを作成し、教育施設、観光関連施設などに配布する。
- ・イベントカレンダーを県内の全児童に配布するほか、観光関連施設に配架する。
- ・学校教員向けに、利用案内を配布する。

## ②企画展ポスター・チラシの配布

- ・ポスターやチラシを印刷し、県内の学校、教育施設、観光関連施設などに配布する。
- ・集客に特に力を入れる夏期特別企画展等では、県内および広島県の小学生に特典付きのチラシを配布する。

## (3)マスコミを活用した広報

### ①マスコミへの各種情報の提供

- ・様々な話題をマスコミに提供し、新聞記事やテレビ報道による情報発信を図る。
- ・各種事業は、県内報道機関や出版社などに、定期的に開催案内を提供する。

### ②有料媒体による広告宣伝

- ・夏期特別企画展を中心に、県内および広島県を重点範囲として、有料広告を実施する。
- ・有料広告を行う際は、できるだけ取材依頼を行い、記事と広告の相乗効果を狙う。

## (4)学校や旅行代理店への営業

### ①小中学生の利用増

- ・県内の教育委員会、学校等を訪問して三瓶自然館の利用方法や事業のPRを行う。
- ・ワークシートの活用など各学校に対応した利用プランを提案し、利用増を図る。
- ・大田市内の学校の利用増を図るため、市内全小学校の新入生に特別年間パスポートを配布する。

### ②旅行代理店などへのPR活動

- ・大田市観光協会との連携、情報共有により、同協会を通じて旅行代理店への情報発信を図る。県外での観光キャラバン(代理店訪問)にも参加し、PRと情報収集にあたる。

### ③山陽方面からの集客増

- ・広島市のケーブルテレビや新聞社との連携を強化し、PRと情報収集を図る。
- ・企画展開催時などには広島方面の新聞やタウン情報誌を活用して個人やグループの誘客を図る。
- ・尾道松江線を利用した広島県東部(福山・尾道エリア)からの集客を図るため、飯南町および三次市の観光関連施設(道の駅等)との連携を進め、パンフレット類の設置や共同PRを進める。

## (5)情報発信

### ①インターネットによる情報発信

- ・イベント情報や自然情報をホームページ上で随時発信する。
- ・SNS等を活用した効果的な情報発信を継続する。

### ②ミュージアムニュースの発行

- ・三瓶山、島根県の自然情報、イベント等の事業を紹介したミュージアムニュース(さんべ発)を発行し、報道機関、学校、公民館、観光施設、年間パスポート会員等に配布して情報発信を行う。

### ③ケーブルテレビ「ぎんざんテレビ」を通じた情報発信

- ・石見銀山テレビと提携して番組を制作し、イベントの紹介などを行う。また、松江市のマーブルテレビや出雲ケーブルビジョンなど、他地域のケーブルテレビへこの番組を提供し、PR効果を高める。

### ④行政・地域間連携事業を通じた情報発信

- ・県市の観光関連部署や観光協会が主催するPR事業、三瓶山広域ツーリズム振興事業等に積極的に参画し、PRを図る。

## (4) サービスの向上策

### (1) 各種事業の中でのサービス向上

- ・ どうすれば来館者や県民の皆様喜んでいただけるかを考えながら、日々の業務にあたる。
- ・ 各種業務の中で、サービスを向上させる事項として、児童福祉週間や老人週間、障がい者週間、しまね家庭の日における割引サービスを実施する。

### (2) 学校団体への取り組み

三瓶自然館における学校団体の利用は、広島県からの宿泊研修、島根県内からの遠足や授業利用での来館が多くを占めている。今後もプログラムやアイテムを整備していくことにより、授業などでの館や附属施設の利用促進を図る。また、過去の利用団体や実施プログラムの評価と分析を行うとともに、効果的な広報手段、利用者が満足できる受け入れ体制を整えていく。

#### ①「教員のための博物館の日」研修会の開催

- ・ 国立科学博物館と共催により、理科分野にとどまらない、幅広い教員を対象とした研修会「教員のための博物館の日」をサヒメル、アクアス両会場にて開催する。

#### ②先生向け研修会の実施

- ・ 教育カリキュラムに対応した学習プログラムや専門スタッフを紹介する機会を作り、学校活動への積極利用を促す機会とする。
- ・ 学校教育研究会理科部会研修への積極的な協力を行う。

#### ③プログラムの質の向上

- ・ 利用団体への後日アンケートの実施。
- ・ スタッフ相互での資質向上を目的としたチェックの実施。

### (3) 高齢者、生活弱者の方への配慮

- ・ 高齢者の方、心身に障がいのある方、妊婦の方、小さなお子様連れの方なども、快適に館内で過ごしていただくため、車椅子、ベビーカーの貸し出し、授乳室の改善などの取り組みを行う。
- ・ 島根、鳥取両県で推進しているあいサポート運動に参加し、職員一人一人が障がいについての理解を深め、お客様に寄り添った対応に努める。
- ・ 老人週間や障がい者週間での割引サービスの実施。
- ・ 字幕付きプラネタリウムの投影。

### (4) その他

#### ①マイクロバスの活用

- ・ あらゆる場面で、安全に配慮した運行計画を立てる。
- ・ 三瓶自然館及び附属施設を利用する学校団体などの送迎。
- ・ イベントや臨時駐車場運用時のお客様の送迎。
- ・ 館外での観察会などを行う場合の利用。
- ・ その他必要な場合の運行。

#### ②三瓶自然館年間パスポート会員制度

- ・ 年間パスポート会員に、さんべ発やチラシ類の発送を通じてイベントや自然情報を提供する。また、ミュージアムショップの割引やキャンペーン的な特典の提供を行い、核となるファン層の形成を図る。

### ③プロジェクトチーム

- ・重点的な事業の推進と特定業務の改善を目的として、部署の枠を超えた職員構成によるプロジェクトチームを設置し対応にあたる。チームの具体的な編成は、4月以降に行う。
- ・昨年度から設置したH30夏期企画展チームを中心として、企画展全体の具体的なイメージ作りや広報、関連イベントなどを、一体的に企画・実施する。

## (5) 施設の利用許可

### (1) 利用料金等の設定

- ・「わかりやすいこと」「利用しやすいこと」「合理的であること」を踏まえ、設定する。
- ・平成30年度の利用料金は、下記のとおりとする。
- ・三瓶自然館と埋没林公園を1日で2施設観覧する場合は、割引を行う。

(単位：円)

施設の種別		利用区分	通常期	夏期特別企画展 開催時期	他企画展 開催時期
観覧料 (個人)	三瓶自然館	一般	400	1,200	600
		小中高生	200		
	天体観察	一般	300		
		小中高生	100		
	埋没林公園	一般	300		
		小中高生	100		
施設貸切	レクチャールーム		1,300		
利用料 (1時間あたり)	ビジュアルドーム	入場料徴収 無	2,500		
		入場料徴収 有	5,000		
年間パスポート	一般	1,500			
	小中高生	500			

※20名以上の団体は2割引(観覧料のみ)

### (2) 利用料金の減免

- ・児童生徒の教育課程での来館、障害者手帳、療育手帳を所持者など、対象者は利用料金を減免する。

### (3) 利用の許可

- ・施設利用の申し出に対して、利用目的等に応じて許可の可否判断を含め、適切な事務手続きを行う。

### (4) 施設の貸出など

- ・施設の貸出を行う場合は、利用者が利用の目的を十分に果たせるように利用方法や設備について丁寧な指導、助言を行う。
- ・受付業務にあたっては、受付窓口においてアテンダントが対応するほか、必要に応じて他のスタッフが補助し、利用者が気持ちよく施設を使用できるよう対応する。
- ・利用施設等に応じて利用申請の書類を常備し、迅速な手続を行う。
- ・利用者にわかりやすいよう、利用方法の手引きを作成し、誰でも閲覧可能な状態で公開する。

### (5) 審査基準

- ・平成27年度に制定した基準を基本とし、随時見直しながらこれを運用する。

## (6) 施設の維持管理

### (1) 施設管理の基本方針(平成27年度～平成34年度)

当財団は、三瓶自然館設立当初より施設を維持管理し、利用者に快適な環境を提供するように努めてきた。開館から25年経過し、各施設・設備が旧式・老朽化しているが、これまでの経験・ノウハウを基にレベルの高い維持管理を保っている。

島根県と設備の現状と更新の情報を共有しながら、第三期指定管理は以下のような基本方針を打ち立て、よりよい施設管理に努める。

#### ○すべては利用者のために

- ・管理者側の都合ではなく、利用者のための管理を目指す。

#### ○すべては県民の財産として

- ・本施設は島根県民の税金で建てられた施設であり、部品のひとつひとつまで県民の皆さまの財産であるという意識を持つ。

#### ○すべては地球のために

- ・自然環境の保護、ひいては地球環境保全のため、すべての管理業務において環境影響が最小限になるよう努める。

### (2) 平成30年度での特記事項

#### ①第三期指定管理期間後期へ向けた指定管理業務の見直し

平成30年度は、第三期指定管理期間の指定管理仕様等の見直し年度となる。法制度の改正への対応や県立施設長寿命化事業等で整備された設備の管理手法など、指定管理期間前期での課題がある。より良い施設管理が図れるよう島根県と協議する。

#### ②第71回全国植樹祭準備への協力

平成32年度(2020年)全国植樹祭の会場が、当財団の管理している三瓶山北の原に決定し、平成30年度には本格的な準備に入ると思われる。当財団は平成29年度から協力してきたが、引き続きこれに協力していく。

#### ③行政が推進する整備関連事業への協力

現在、国・県による三瓶地域及び当館の再整備事業が進められている。当財団としてもこれに協力し、施設・設備の現状、利用者の要望をしっかりと伝え、利用者がより満足できるよう働きかける。

- ・協力予定事業：国立公園満喫プロジェクト、県有施設長寿命化推進事業

### (3) 維持管理に関する業務の実施予定

#### 【全施設共通】

#### ①利用者管理業務

- ・利用者の安全を最優先事項とし、かつ快適で楽しめる施設となるよう適正な案内、誘導を行う。
- ・営業時間終了後にはスタッフによる巡視・施錠確認を行い、適正な出退管理・防犯を図る。
- ・スタッフには危機管理対応マニュアルの徹底を図るとともに、定期的に非常時訓練、講習などを行い、万一事故等が発生した場合、適正に対応できるよう備える。

#### ②清掃業務

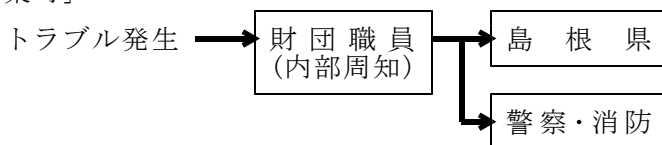
- ・作業実施回数等は指定管理仕様等に準じて行い、衛生上やサービス上問題がある場合は、作業回数を増やすなど適切な衛生管理を実施する。

- ・利用者に供する区域は清掃業者に委託し、専門技術を駆使して利用者にとって快適な衛生環境の維持に努める。また、委託範囲は再度見直し、スタッフによる清掃範囲を拡大することで更なるコスト減を図る。
- ・使用する洗剤類は環境配慮型のものとし、施設の性格を十分に尊重するとともに、周辺環境、地球環境への影響を抑制する。これについてはコスト面より環境面を優先する。
- ・運営により生じたゴミ・廃棄物は、毎日収集し、適法かつ適正に処分する。
  - 日常清掃(営業日に応じて実施する清掃作業)
    - 床等除塵・拭き清掃、トイレ清掃、ゴミ回収等
  - 定期清掃(年3回以上実施する清掃作業)
    - 床洗浄・ワックス塗布、天井・壁・ブラインド類除塵等
  - 特別清掃(年1回以上実施する清掃作業)
    - 空調類フィルター、窓ガラス洗浄、ブラインド拭き掃除等
  - 上記清掃予定委託先：(株)NTTファシリティーズ
- 廃棄物処理
  - 可燃物処理→大田市の収集・処分による
  - 不燃物処理→運搬業者に委託し産業廃棄物処理業者へ
  - 予定委託先：運搬:有限会社文化環境技術センター  
処理:三光株式会社など

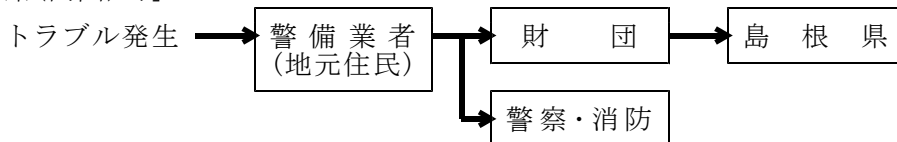
### ③警備業務

- ・閉館(閉園)時は、機械警備システムによる遠隔監視業務を専門業者に委託し、不法な侵入、火災の監視を行うとともに、万一異常があった場合に備え、警備会社と連携し迅速かつ適切な対応が図れる態勢をとる。また洪水災害などが懸念される小豆原埋没林公園においては、更に地元住民との連携を図り、異常時通報態勢を敷く。
- ・開館時は、適宜スタッフによる巡視を行い、貴重な展示品や標本類の盗難、損壊防止を図るとともに、博物館施設としてより適合する警備システムを、県とともに検討する。
- ・入退出用の扉カギ、警備カード類は、貸与者を限定するとともに厳重な管理を徹底し、外部への流出や不正な使用を防ぐ。
  - 委託予定：(株)NTTファシリティーズ(自然館、埋没林公園)
  - 連絡系統

[営業時]



[閉館(閉園)時]



### ④車両管理

- ・専門業者による車検、法定点検など定期的な点検のほか、運転者による乗車前点検により、適切な車両の維持管理を図る。
- ・走行距離や時期に応じてオイルやタイヤ等の消耗品を適切に交換し、更新時期等は台帳システムにより管理する。
- ・朝礼時のヒヤリハット事例の紹介、全職員でのしまね安全ドライブコンテストへの参加、安全運転管理者による講習等など、各スタッフの安全運転意識の啓発を図り、事故防止に努める。

- ・万一事故が発生した場合は、安全運転管理規則と危機管理マニュアルに従い、迅速かつ適切に対応する。
- ・主な業務予定：各車両の車検、法定点検(各車毎)の実施。

#### ⑤フィールド管理

- ・指定管理業務仕様書のほか、自然公園法等関係法令を遵守し、特に自然保護、自然環境保全の面で最大限の注意を払う。
- ・草原域の草刈は景観、季節によって見られる植物等に配慮した草刈周期の異なるエリアを設定し、計画的に実施する。
- ・山林部、登山道、遊歩道等の草刈は、夏休み、秋の行楽シーズンの前を中心に実施し、散策や登山に適した環境を維持する。
- ・登山道は、各季節毎に定期的に巡視するほか、台風や異常気象等の際にも適宜確認を行い、異常を県へ報告する。また、小規模な道の損壊、倒木、危険木は、可能な範囲で修復を行う。
- ・これらの作業実施にあたっては、自然公園法の指定植物、レッドデータブックに掲載される希少植物、大田市自然環境保全条例に指定された希少動植物の取り扱いに細心の注意を払い、かつ県のほか環境省、森林管理署、大田市など関係機関と適切に連携を図りながら処理に当たる。
- ・チェーンソー等の機器を使用する職員には講習を受講させ、使用方法や安全面にも注意を払う。
- ・冬季の除雪は、自然館に配備されたホイールローダー、除雪機、そしてスコップによる人力を駆使し、毎日の開館時まで利用者が安全に自然館に入館できるよう除雪する。軒下などの落雪が危険な箇所については適切に立入制限を行うほか、落雪の定期的な除雪に努める。
- ・平成29年度から大田市による北の原周辺のマツ林改良作業が始まっている。現在の北の原の状況等を適切に伝達し、安全かつ円滑に作業が実施されるよう協力する。

#### ⑥軽微修繕

- ・障害の発生した設備・備品等について、県へ適切な報告を行ったうえで、迅速に修繕を行う(1件10万円未満の範囲)。また、修繕費用積算にあたっては、低コストとなるよう努める。
- ・財団の責により生じた障害については、前項10万円未満の設定にかかわらず、当方で責任を持って修繕する。

#### ⑦施設損害賠償保険の付保

- ・施設側に非があった場合の事故に適用される「施設責任賠償保険」に加入し、施設責任の確実な担保に努めるとともに、万一当該保険を適用する事故が発生する場合は、誠意をもって迅速かつ適切に対応する。

#### ⑧施設及び設備の保守・点検

- ・指定管理業務仕様書に準じながら、各業務を専門業者へ委託する。業務執行にあたっては当財団が主導し、責任を持って監督する。
- ・建物として一般的な設備については委託業務の整理統合を行い、コスト・事務の削減や管理業務の質の向上を図っている。現指定管理期間では、全国的にも高い技術・知識を持つ(株)NTTファシリティーズを統合委託先とし、低コスト、高レベルの業務処理に努める。
- ・現場機器の特徴やクセを知る経験豊富なスタッフにより日々点検や手入れを行い、重大な設備トラブルが発生する前に早期発見・早期対応を図ることで、機器寿命の延命に努める。



## ⑨保安・危機管理

- ・危機管理対応マニュアルに沿って保安・危機管理にあたっていくが、事象に合わせて臨機応変に対応できるようにしていく。
- ・危機管理マニュアルについて、近年話題となっているゲリラ豪雨や多発的落雷等、火山の山麓に所在することに起因する当館特有の問題など、自然災害への対応について重点的に見直しを図っている。自然災害は、当施設のみでの対応では限界があり、周辺自治体との連携が不可欠である。各方面から情報収集を図るとともに、関係機関と連携したマニュアルの作成に努める。
- ・消防訓練は法令に基づき年2回、様々な場合を想定して実施する。特に平成29年度に三瓶自然館の消防設備が更新されたため、職員で使用方法を徹底し、非常時でも問題なく対応できるようにする。また、近年話題となっている不審者やテロ対策について、島根県や他機関で開催されている研修・訓練に参加する。

## ⑩資格者の配置予定

### ⑦常駐義務付資格(指定管理者職員による常駐配置)

- ・防火管理者(三瓶自然館) ……………熊谷正浩(企画情報課)
- ・ 〃 (埋没林公園) ……………大野志津香(企画情報課)
- ・安全運転管理者……………石田浩二(総務課)
- ・危険物取扱者……………山本健太郎( 〃 )
- ・ゴンドラ管理者……………中村唯史(企画情報課)

### ⑧常駐義務免除資格(委託業者による配置)

- ・建築物環境衛生管理技術者 ……………(株)NTTファシリティーズ
- ・専用水道管理者…………… 〃
- ・消防設備点検資格者 …………… 〃
- ・浄化槽管理者…………… 〃
- ・昇降設備管理者(三瓶自然館) …………… 〃
- ・ 〃 (埋没林公園) …………… 〃
- ・電気設備主任技術者 ……………(一財)中国電気保安協会

## ⑪その他

- ・施設運営に支障がある異常発生、修繕要望等は直ちに島根県へ報告する。
- ・自然館周辺の道路で、倒木や落石が多発しており、異常が確認されれば、即時に道路を管理する大田市と飯南町の担当部署に連絡を図る。

## 【三瓶自然館の管理施設保全計画】

### ①指定管理者による点検

項 目	予 定 業 務
建築物全般	目視点検・動作確認 (随時)
上水道設備管理	上水検査 (毎日) 検針 (1回/月)
浄化槽管理	草刈 (2回/年) 検針 (1回/月)
自家用発電機(本館・新館)	目視点検 (4回/月)
空調オイルタンク(本館・新館)	目視点検 (4回/月)

草刈	野外草原域及び公園域の芝刈、草刈及び除草	(1回/月、5～11月)
(自然館周辺、北の原、ヘルシー トレイリングコース)	野外林間域の倒木及び危険木処理 野外歩道類の維持管理、危険箇所報告	(2回/月、5～11月) (2回/月、5～11月)
登山道(姫逃コース、名号コース)	野外草原域及び公園域の芝刈、草刈及び除草 野外林間域の倒木及び危険木処理 野外歩道類の維持管理、危険箇所報告	(2回/年) (2回/年) (2回/年)
除雪	随時	

## ②委託業者による点検

項目	予 定 業 務	委 託 予 定
施設清掃(全館)	日常清掃(随時) 定期清掃(年3回以上) 特別清掃(年1回以上)	株NTTファシリティーズ
衛生管理業務	ねずみ・害虫駆除(6回/年) 空気環境測定(1回/月) 雨水処理層清掃(1回/年)	株NTTファシリティーズ
上水道管理	受水槽等の清掃・消毒・点検(1回/年) 減菌器点検(6回/年)	株NTTファシリティーズ
専用水道水質検査	浄水50項目検査(4～12回/年)、 原水40項目(1回/年)	株NTTファシリティーズ
浄化槽維持管理	機器点検・清掃・消毒・汚泥スカムの抜き取り (3回/月)、水質検査・機能調整(1回/年) ----- 法11条検査(1回/年)	株NTTファシリティーズ  (公社)島根県浄化槽普及管理センター
自家用電気工作物	月次点検(1回/月)、年次点検(1回/年)	(一財)中国電気保安協会
消防設備	外観機能点検(1回/年)、 総合点検(1回/年、外観機能点検項目含む)	株NTTファシリティーズ
防火対象物定期点検	定期点検(1回/年)	株NTTファシリティーズ
収蔵庫消火システム	機器点検(1回/年)、 総合点検(1回/年、機器点検項目含む)	株NTTファシリティーズ
非常用発電設備	機器点検(1回/年)、 総合点検(1回/年、機器点検項目含む)	株NTTファシリティーズ
灯油焚冷温水発生機(本館)	冷房シーズンイン・オン・オフ点検(各1回/年) 暖房シーズンイン・オン・オフ点検(各1回/年)	株NTTファシリティーズ
ペレット焚冷温水発生機(本館)	冷房シーズンイン・オン・オフ点検(各1回/年) 暖房シーズンイン・オン・オフ点検(各1回/年)	株NTTファシリティーズ
灯油焚冷温水発生機(新館)	冷房シーズンイン・オン・オフ点検(各1回/年) 暖房シーズンイン・オン・オフ点検(各1回/年)	株NTTファシリティーズ
空調関連設備(本館・新館)	機器点検(2回/年) 改正フロン法による法定点検(4回/年)	株NTTファシリティーズ
空調オイルタンク類(本館・新館)	清掃・配管漏洩検査(1回/年) 機器点検、機能試験(2回/年)	株NTTファシリティーズ

昇降機設備(本館・新館)		月次点検(1回/月)、総合点検(1回/年)	株NTTファシリティーズ
ゴンドラ		ゴンドラ管理者(財団職員)による定期点検 ※現在法定点検を要しない機器を使用中	—
衛生ポンプ設備		機器点検(2回/年)	株NTTファシリティーズ
全天周投影装置		機器点検(1回/年)	協和通信工業株
プラネタリウム		機器点検(2回/年)	コニカミノルタプラネタリウム株
展 示	本館展示	機器点検(2回/年)	ノムラテクノ株
	新館展示	機器点検(1回/年)	株丹青社
天 体 観 測 設 備	60cmフオーク式反射望遠鏡	機器点検(2回/年)	株西村製作所
	20cmクーデ式屈折望遠鏡	機器点検(1回/年)	株五藤光学研究所
	天体ドーム	機器点検(1回/年)	アストロ光学工業株
	スライディンググループ	機器点検(2回/年)	株角藤
燻蒸設備		外観・作動・気密・警報検査(1回/年)	株NTTファシリティーズ
駐車場警備		繁忙日	株NTTファシリティーズ
機械警備		毎日	株NTTファシリティーズ
自動ドア		機器点検(1回/年)	株NTTファシリティーズ
建築設備関連		動作確認(随時) システムの構築運用(随時)	株NTTファシリティーズ

## 【埋没林公園の管理施設保全計画】

### ①指定管理者による点検

項 目	予 定 業 務
建築物全般	目視点検・動作確認 (随時)
上水道設備管理	目視点検 塩素投入 (4回/月) (随時)
自家用発電設備	目視点検点検 (4回/月)
券売システム	動作確認及び故障時対応 (随時)
地下水確認	水位 水質 (随時) (1回/月)
草刈	園地、大展示棟屋根 (1回/月)
除雪	駐車場、歩道 (随時)

## ②委託業者による点検

項 目	予 定 業 務	委 託 予 定
施設清掃	日常清掃(随時) 定期清掃(年2回以上) 特別清掃(年1回以上)	㈱NTTファシリティーズ
上水道施設	機器点検、清掃(1回/年)	㈱NTTファシリティーズ
合併浄化槽	機器点検・清掃・消毒・汚泥スカムの抜き取り(1回/月) 水質検査・機能調整(1回/年)	㈱NTTファシリティーズ
	法11条検査(1回/年)	(公社)島根県浄化槽普及管理センター
自家用電気工作物	受電設備：月次点検(1回/月)、年次点検(1回/年) 自家用発電設備：機器点検、総合点検(1回/年)	(一財)中国電気保安協会 ㈱NTTファシリティーズ
昇降機設備	月次点検(1回/月)、総合点検(1回/年)	㈱NTTファシリティーズ
ポンプ設備	機器点検(2回/年) 夜間異常時での財団への通報	㈱NTTファシリティーズ 小豆原自治会
機械警備	毎日	㈱NTTファシリティーズ
酸素濃度計	機器点検(1回/年)	㈱NTTファシリティーズ

## 2 調査研究・資料収集整理事業

### (1) 事業概要

三瓶自然館の指定管理者として調査研究、資料収集・整理、普及啓発を行っているが、外部の行政機関などからも、調査研究や資料収集に関する事業、普及啓発や環境教育に関する事業の依頼がある。当財団の設立趣旨や、当財団がもつ専門知識の活用や専門スタッフの派遣の必要性があるものについて、受託・協力してきた。

平成30年度も引き続き、指定管理者として調査研究や資料収集にあたりるとともに、財団の趣旨に合う事業や助成を受け、当該分野における事業の充実を図る。

### (2) 調査研究

#### (1) 指定管理事業に関わる調査研究事業

##### ① 調査研究のテーマ

大項目	小項目	予定のテーマ
県民や行政の課題となっている調査研究	希少動植物の調査・モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヤマネの生息調査</li> <li>・希少鳥類の調査</li> <li>・鳥類越冬地に関する調査</li> <li>・ミズラモグラ等の希少哺乳類調査</li> <li>・ダイコクコガネ等の希少昆虫調査</li> <li>・レッドデータブック掲載植物の現況調査</li> </ul>
	外来生物の調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定外来鳥類の生態調査</li> </ul>
	自然環境保全地域や保護活動実施地の調査やモニタリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境保全地域などの動植物調査(地倉沼・隠岐ユネスコ世界ジオパークなど)</li> </ul>
	保護活動との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・草原性希少植物保全研究・計画検討</li> </ul>
島根県の自然系博物館としての	自然学習の基礎となる自然科学研究	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変光星・連星・太陽系外惑星の観測</li> <li>・三瓶山周辺繁殖鳥類の渡り調査</li> </ul>
	地域の自然環境に関する研究	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三瓶火山噴出物の岩石化学的研究</li> <li>・三瓶山の昆虫相に関する調査</li> <li>・新種昆虫クロゲンセイ生息調査</li> </ul>
環境教育・環境学習に資する研究 その他必要な研究	効果的な環境教育に資する研究	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習プラネタリウムの開発</li> <li>・字幕付きプラネタリウムの開発と投影</li> <li>・池田鉱泉を含む天然放射能を利用した放射線学習プログラム開発</li> <li>・コウノトリの生息をテーマとした環境教育プログラムの開発</li> </ul>

##### ② 調査研究の成果の公表

###### ○ 研究報告書の刊行

- ・年1回、島根県立三瓶自然館研究報告を刊行し、関係機関などに配布する。

○その他の公表や活用

- ・学芸スタッフの専門分野にかかる学会や研究会に参加し、最新の知見の収集と情報交換を行う。  
天文：日本公開天文台協会、日本プラネタリウム協議会 など  
地学：日本地質学会 など  
生物：日本鳥学会、日本昆虫学会、日本哺乳類学会、日本生態学会 など
- ・調査研究項目や概要は、ホームページなどで公開する。
- ・調査研究の成果は、各種講座や研究発表などの場で公表する。

(2) 外部からの受託による調査研究事業

① 石見銀山遺跡自然環境モニタリング(予定)

a. 事業概要

- ・委託者：島根県教育委員会 予定契約額：358千円
- ・世界遺産登録された石見銀山地区の自然環境、特に動植物についてモニタリング調査を行う。

b. 事業を実施するうえでの目標

- ・石見銀山地区において観光利用による生物相への影響を把握する。

c. 実施計画

- ・4月 委託者との契約、年間計画の作成
- ・4月～ 現地調査
- ・3月 事業報告と精算

② 重要生態系監視地域モニタリング推進事業[モニタリングサイト1000](予定)

a. 事業概要

- ・委託者：公益財団法人日本自然保護協会 予定契約額：180千円
- ・モニタリングサイト1000里地調査のうち、コアサイトである北の原草原での調査をコーディネートする。

b. 事業を実施するうえでの目標

- ・適切なモニタリングの継続とともに、館のボランティア活動の展開を目指す。

c. 実施計画

- ・4月 委託者との契約、年間計画の策定
- ・4月～ 定期的なモニタリング調査(植物：11月まで月1回、鳥類：年2季)
- ・3月 事業報告と精算

(3) 資料収集・整理

(1) 指定管理事業に関わる博物館資料の収集、保管、活用

① 収集・保管の分野と内容

分野	項目
岩石標本の収集、分類及び整理	岩石・鉱物・化石など地学標本の収集、研磨標本の作成 県内各地の代表的な地形、地質情報の収集
天体画像および天文現象の撮影	月・惑星・天文現象などの撮影 取得された天体画像の整理

斃死鳥獣の収集と剥製作成	哺乳類・鳥類などの斃死体の収集 それらを用いた剥製標本・骨格標本の製作
昆虫標本の収集、分類及び整理	岡氏寄贈昆虫標本の整理 淀江氏寄贈チョウ類標本の整理 県内産・展示用昆虫標本の収集と整理
植物標本の収集、分類及び整理	杵村氏寄贈植物標本の整理 アクリル封入標本などの製作
その他の資料など自然科学関連 図書の収集と公開	学術図書、図鑑類の収集 入門書、関連雑誌の収集と公開

## ②資料の保存と利活用

### ○資料の劣化防止

- ・第一、第二乾燥収蔵庫を対象とした燻蒸、燻蒸設備による標本の燻蒸
- ・収蔵庫内の温湿度、虫害カビ害の日常的なチェック

### ○資料の活用

- ・企画展・常設展での活用
- ・他施設への貸し出し
- ・学習教材や学校教育に資する資料としての活用
- ・館外研究者の要望に応じた公開など、研究資料としての活用

## (2)外部からの受託による資料収集・整理

### ①三浦正昆虫館標本整理・活用事業(予定)

#### a. 事業概要

委託者：浜田市 予定契約額：411千円

三浦氏が収集した昆虫標本を整理するとともに、三浦正昆虫館を活用した講座を実施する。

#### b. 事業を実施するうえでの目標

- ・展示や博物館資料として資する状態へ整理するとともに、地域住民への普及啓発を図る。

#### c. 実施計画

- ・4月 委託者との契約、年間計画の作成
- ・5月～ 整理作業、標本作成イベントの実施
- ・12月 事業報告と精算

### ②収蔵品データ整備事業(予定)

#### a. 事業概要

委託者：独立行政法人国立科学博物館 予定契約額：44千円

植物標本の標本データを整備し提供する。

#### b. 事業を実施するうえでの目標

- ・所定のデータフォーマットに整形し、国内外のネットワークで公開する。

#### c. 実施計画

- ・4月 委託者との契約、年間計画の策定
- ・4月～ 標本データの整形、変換
- ・3月 事業報告と精算

### 3 地域との連携・その他の事業

#### (1) 地域との連携

##### (1) 三瓶山広域ツーリズム振興協議会

- ・大田市、美郷町、飯南町の1市2町の行政及び各種団体で構成される協議会に参画し、協議会のPR事業に主体的に取り組む。
- ・本協議会は、アウトドアレジャーを軸に、三瓶山を中心とする地域への入り込み増を目指している。平成30年度も引き続き、アウトドア用品メーカー「モンベル」の店頭PR(広島、岡山等)とモンベルフェア(大阪)への出展が予定されており、三瓶山の国立公園編入55周年をキーワードに広報を行う計画である。また、圏域内の事業者間での交流を進め、一体的な事業展開を行う。

##### (2) 石見銀山遺跡世界遺産登録10周年事業実行委員会

- ・この実行委員会は、登録10周年の翌年にあたる平成30年度まで継続する。今年度は、29年度までの事業のうち、継続や発展を期待するものについて、定着を図る計画になっている。

##### (3) 国立三瓶青少年交流の家との協力

- ・国立三瓶青少年交流の家を利用する研修生の活動、さんべ祭や広島へのPR活動、エコ・ツアー型イベントなどに連携して取り組む。

##### (4) 市民グループとの連携による環境保全

- ・姫逃池の景観の保全、県内の希少植物の保全など、市民グループと連携して活動を行う。

##### (5) 近隣小中学校との連携

- ・学校教育に三瓶自然館を活用するプログラムを教員と共同開発し、実践する。

##### (6) 地元住民との連携

- ・地域連携PTにより三瓶地区の住民との交流を促進し、地域に根ざした博物館運営を目指す。

#### (2) 他施設との連携

##### (1) サヒメル・アクアス・ゴビウス自然系三館交流

- ・県内の自然系三館において意見交換、研修会等を実施する。
- ・イベント開催時に相互に展示ブースを出展するなど、連携した事業展開を図る。

##### (2) 古代出雲歴史博物館

- ・古代出雲歴史博物館との相互割引を実施し、双方の入館者への両施設の周知と集客増を図る。

##### (3) しまねミュージアム協議会

- ・県内約70館が加盟している協議会である。情報交換や研修会を通して幅広い連携を図る。

##### (4) NPO法人西日本自然史系博物館ネットワーク

- ・同ネットワークに協力し、共同事業や情報の交換・共有に取り組む。

##### (5) 国立科学博物館

- ・「教員のための博物館の日」の連携事業実施。



### (3) 各種研修等の受け入れ

#### (1) 博物館実習生

- ・島根大学や他大学から博物館実習生の受け入れを行う。学芸課スタッフが指導にあたることで、さまざまな分野のカリキュラムを可能とし、多岐にわたる実習内容を提供する。

#### (2) 職場体験

- ・中学生～大学生までの職場体験実習の受け入れを行う。学芸課スタッフを中心に、各セクションでの業務を体験することで、博物館やキャンプ場の業務を体験できる機会を提供する。

#### (3) 各種研修

- ・教育機関の新任教員研修や教員11年目研修などの受け入れを中心とし、主に学芸課スタッフが指導にあたる。自然観察や理科教育の一助とできるプログラムやスキルを学ぶ機会を提供する。

# Ⅲ.地球環境の保全に関する活動支援事業

## 1 運営方針

### 関係機関との協働・連携による事業展開

- 昨今、地球規模の気候変動とこれに起因する環境の変化がさらに進み、「低炭素・循環型社会の形成」「持続可能な、人と自然とが共生する社会の実現」が各国に共通する重大かつ喫緊の課題となっている。
- 松江事務所では、県指定の地球温暖化防止活動推進センターとして県策定の環境基本計画や地球温暖化対策実行計画等各種の計画に基づき、県民一人ひとりに地球温暖化問題やエネルギー問題、その他環境保全上の諸課題に対する関心を高めてもらうよう、さまざまなツールを用いて県民へ情報提供を行い、県民自らの行動変容につなげ、環境に配慮した持続可能な地域づくりを推進していく。
- 市町村、地球温暖化防止活動推進員等と協働・連携しながら、さまざまな事業を展開するとともに、県内各地でさまざまな環境保全活動に自主的、積極的に取り組む団体等との協働・連携による事業の実施や活動費の助成などを行い、団体等のボトムアップを図る。

## 2 事業概要

世界各地で地球温暖化をはじめとするさまざまな地球環境問題が深刻化するに伴い、気象災害の頻発や農林水産業への被害等が広がり、地域レベルでも看過できない影響が現れつつある。

当財団は、県民主体による環境保全活動に対する中間支援組織として、県民一人ひとりの自発的な環境配慮行動を促すため、国、県、市町村等との連携、島根県地球温暖化防止活動推進員や地域で活動するさまざまな主体との協働・連携により、地球環境問題に関する普及啓発に努め、草の根的な環境保全活動を支援するとともに、持続可能な地域づくりを推進する。

## 3 環境保全活動支援

### (1)環境保全活動支援事業の実施

- ・県民主体による環境保全活動を促進するため、環境保全や地球温暖化防止活動に自主的・意欲的に取り組む県内のボランティア団体やNPO法人の活動を対象に、その活動費の一部を助成する。

### (2)環境保全活動団体支援・協働連携促進事業の実施

- ・持続可能な地域づくりを担えるスキルを持つ人材の育成を進める。
- ・県内の環境保全活動団体や市町村の環境担当課等との連携による環境学習プログラムの開発と活用を行う。
- ・環境保全活動に取り組む個人や団体を対象とした相談・助言を行うとともにその活動支援も併せて行う。
- ・環境学習や普及啓発に必要な資材の制作・取得と活用、ライブラリーや啓発機材の整備と県民への提供・貸出などを行う。

### (3) エコライフ情報の発信

- ・啓発情報誌「しまエコ」やネット媒体、ソーシャルメディア発信、マスメディアなど多様な媒体を活用し、若い世代をメインターゲットとした、しまね流のエコライフ情報を発信する。
- ・モデルハウスを活用したセミナーなどにより住まいの省エネ情報をわかりやすく提供する。

### (4) 親子で取り組む環境活動促進事業の実施

- ・幼稚園児等の未就学児や小学校の児童とその保護者に対して、ワークシートやミニエコ講座などを行い、親子で簡単に取り組める環境活動を促していく。
- ・このことにより、未来を担う子どもたちだけでなく、その親世代や祖父母世代にも持続可能な社会の重要性を認識してもらうとともに環境活動を担う人材を育成する。

## 4 地球温暖化対策（地球温暖化防止活動推進センター）

### (1) 地球温暖化対策協議会生活部会の運営(家庭向けの地球温暖化対策事業)

- ・生活者の立場から地球温暖化を防止するため、省エネルギーの推進、3Rの普及等を目的に設置された島根県地球温暖化対策協議会・生活部会の事務局として、県民の間に各種の取り組みが浸透・拡大するよう努める。
- ・島根県地球温暖化防止活動推進員や地域のさまざまな主体と協働連携しながら、普及啓発を中心に草の根的に進める。

### (2) エコなつながりづくり事業の実施

- ・大学、短大、専門学校等のゼミやサークルに属する学生及び啓発セミナー等への参加者等を対象としたボランティア登録制度を創設し、自主的な環境配慮行動を促していく。
- ・平成28年12月に知事から委嘱を受けた第8期(任期2カ年)の島根県地球温暖化防止活動推進員(平成30年2月28日現在91名)を対象に、知識習得、自己啓発、スキルアップ等を目的とした研修会を開催する。
- ・昨年度までに立ち上げた推進員の全県ネットワーク(しまねエコライフサポーターズ)を軸に、推進員の自発的・主体的な活動がさらに広がり、推進員が自ら活動を企画・立案・実施できるよう、物心両面から支援を行う。
- ・推進員の活動に必要な情報の提供、グッズの作成や機材の貸出等を行うとともに、推進員間及び推進員と関係機関との連携を促し、活動が円滑かつ活発に展開されるよう支援する。
- ・推進員、市町村、地域協議会等との間の情報交換を促すため、地球温暖化に関する専門家の知見や推進員の活動等を紹介する情報紙を発行し、推進員や関係機関へ情報提供する。

### (3) 見える化によるライフスタイルの転換促進事業の実施

- ・環境省が主導する「家庭エコ診断事業」による「うちエコ診断」により、生活習慣の見直しや省エネに配慮した機器の導入など、それぞれの家庭の事情に合ったライフスタイルを提案し、CO<sub>2</sub>の着実な削減につなげていく。
- ・診断を通じて把握できた、家庭のエネルギー消費実態のデータを今後の対策の中で有効に活用する。
- ・県民が自由にダウンロードできる「ダウンロード版環境家計簿」を使用し、診断後のフォローアップを行う。

#### (4) 住まいの省エネ推進事業の実施

- ・省エネシャワーヘッドなど家庭向けの再エネ・省エネ設備を集客施設へモデル的に導入しPRするとともに来客者へのアンケートや施設の省エネ効果をとりまとめ、情報発信する。
- ・既存住宅における断熱対策などの省エネ改修の促進を図るため、快適性(暑さ・寒さ等)、安全性(耐震、バリアフリー等)、リフォーム投資意識などを調査し、その調査結果を踏まえた効果的な情報発信を行う。

#### (5) 市町村支援事業の実施

- ・市町村担当職員に対して、地球温暖化対策に関する最新情報や他の自治体の取組事例を学ぶ研修を行い、地域課題の共有や解決のためのアイデアや取組手法を作り上げる場を提供する。
- ・市町村が実施する事業に対して、情報提供や助言など企画段階からの支援を行う。

# IV. 北の原キャンプ場の管理運営事業

## 1 運営方針

- 国立公園三瓶山の豊かな自然環境の中に位置し、中国地方屈指の規模を有する当キャンプ場の魅力と長所を最大限に引き出し、来場者が自然の中での生活～アウトドアライフ～を安心して楽しめる管理運営に努める。
- ドッグランや犬と宿泊できるバンガローを目当てに、新たな客層が継続的に訪れるようになった。この豊かな自然環境の中で犬と一緒に遊び、宿泊、隣接のドッグカフェで食事もできるという魅力を、さらに多くの人に情報発信し、利用の拡大を図る。
- 当キャンプ場は、キャンプ初心者から上級者まで多くの人が利用している。これら来場者の安全・安心を十分配慮したうえで、キャンプ用具の貸出しや食材の提供などを行う。また、これまでのノウハウを活かした各種イベント等の自主企画により、三瓶山観光の拠点施設として、大田市の観光を牽引する役割を目指す。
- 閑散期となる冬期は、ケビン鍋プランやスノーシュー、歩くスキー、雪遊びを積極的にPRし、利用促進を図る。

## 2 事業概要

多彩なテントサイト、ケビン、ドッグラン、ドッグバンガローという充実した施設と設備を備え、初心者から上級者まで楽しめるキャンプ場として、利用者が利用しやすいサービスの向上に努め、効率的かつ効果的な管理運営を行い、一層の利用促進を図ることとする。

「北の原キャンプ場指定管理者仕様書」に基づく業務

- 広告・宣伝及び営業活動等による利用促進に関する業務
- 適切な人員配置等を考慮した事業計画及び収支予算・決算に関する業務
- 利用者に分かりやすい利用料金表示とその徴収事務等に関する業務
- 円滑なサービス提供を行うための施設及び設備、備品の維持管理及び保全に関する業務
- 地域連携、観光振興等、その他の業務

## 3 管理運営計画

### (1) 開場計画

#### ① 開場日

●平成30年度開場予定日数：343日 ※条例上は359日

○条例で定められた休場日

・12月1日～3月31日。ただし、12月29日～1月3日を除く。

○条例第5条に基づく休日変更により、同条別表第2に基づく「休場日」の間、下記のとおり営業する。

- ・4月1日～11月30日(244日) 全施設、全日営業
- ・12月1日～3月31日(99日) ケビン7棟、セントラルロッジのみ営業  
火曜定休、12月26日～1月1日休み

## (2)施設の運営に関する計画

### ①予約及び利用の受付

#### ○宿泊施設、キャンプ場の運用

- ・島根県が運用する「しまね電子申請サービス」を利用し、空き状況の情報提供を図るとともに、電子メール、FAXでも予約を受け付け、利用者の利便性の向上を図る。
- ・利用者の希望施設への利用振り分け及び調整を行う。

#### ○来場者の対応

- ・施設内外では、適切な接客対応に心がける。
- ・夜間不審者の侵入防止対策を講じる。
- ・宿泊利用者が多い時期は、営業時間外の待機・対応や夜間の緊急対応が可能な体制をとる。

#### ○ドッグラン及びドッグバンガロー

- ・ドッグランとドッグバンガローを活用し、愛犬家のニーズを取り込み集客を図る。
- ・隣接する三瓶バーガーと連携してイベントやサービスを実施し、愛犬と一緒に食事と宿泊もできる環境の良さをPRする。

### ②自主企画事業の実施

#### ○イベント

＜資料2＞

来場者のニーズに合ったイベントを実施し、満足度の向上を図るとともにリピーターの確保に努める。また、三瓶自然館と一体的に取り組み、新たなイベントの開発も行う。

#### ・ビギナーズキャンプセミナー

キャンプの初心者向けに、テントの張り方、飯ごう炊さんの仕方などを指導し、キャンプ人口の拡大を図る。

#### ・ダッチオープンセミナー

中級以上のキャンパーを対象に、人気の多機能鍋「ダッチオープン」を使う調理法を指導し、新たなキャンプの楽しみを知ってもらうことにより、リピーターの増加を図る。

#### ・グランピング体験

国立公園満喫プロジェクトの事業実施対象地区に北の原キャンプ場も選定され、グランピングのようなワンランク上のサービスが提供可能となるような再整備や運営が検討されている。この機を捉え、最近ブームとなっているグランピングを体験してもらえるテント等を設置し、利用者にグランピングの周知を図るとともに、再整備の促進を目指す。

#### ○物販、貸出など(利便提供事業)

- ・バーベキュー食材の販売。
- ・マキや炭などキャンプ用消耗品、食品・飲料などの販売、キャンプ用品の貸出。
- ・バーベキューセットの提供(夏期)、鍋セット宿泊プランの提供(冬期)。
- ・スノーシュー、歩くスキー、ノルディックウォーキング用ポールの貸出。

#### ○三瓶自然館との連携プラン

- ・宿泊利用者を対象とした三瓶自然館割引券の提供。
- ・天体観察会への優先参加。

### ③利用者へのサービス向上

- ・大田市民無料モニター実施による意見聴取。
- ・メール予約システムへの利用者と類似施設からの意見聴取。
- ・三瓶山周辺の観光情報の提供。
- ・三瓶温泉割引券の提供。
- ・三瓶山登山情報の提供。

## 4 施設の維持管理

利用者に安全で快適な環境とサービスを提供するため、きめ細かな維持管理及び保全を実施する。施設と設備は開場から48年以上が経過し、老朽化が進行している。日常の点検を徹底し、不具合箇所の確認と対策、計画的な更新を図る。また、施設の状況を「施設設備維持管理台帳」に記載し、徹底した管理を行う。

原則、三瓶自然館等施設の「施設管理の基本方針(p12)」に準じ、適切な管理にあたる。

### (1) 法定点検の実施予定

項 目	予 定 業 務	委 託 予 定
上水道管理	専門業者による受水槽等の清掃・消毒・点検(1回/年)、 滅菌器点検(4回/年)	自然館と一体となって管理
専用水道水質検査	財団職員による色・濁・臭・残留塩素測定(毎日) 専門業者による浄水50項目検査(4~12回/年) 原水40項目(1回/年)	自然館と一体となって管理
浄化槽維持管理	専門業者による機器点検・清掃・消毒・汚泥スカムの 抜き取り(3回/月)、水質検査・機能検査(1回/年) 法11条検査(1回/年)	自然館と一体となって管理
自家用電気工作物	専門業者による月次点検(1回/月) 年次点検(1回/年)	自然館と一体となって管理
消防設備	専門業者による外観機能点検(1回/年)、 総合点検(1回/年、外観機能点検項目含む)	未定
荷物用昇降設備	専門業者による月次点検(1回/月)、総合点検(1回/年)	山陰エレベータ(株)

### (2) 宿泊施設における衛生管理予定

- ・キャンプ場スタッフによる清掃(利用終了毎。繁忙期はケビンとバンガロー施設のみ業者委託)
- ・キャンプ場スタッフによるリネン天日干し(3回/年)
- ・専門業者によるシーツクリーニング(利用終了毎)

### (3) 資格者の配置予定

- ・防火管理者 …………… 藤原昌己

## 5 施設の利用許可

### (1) 利用料金等の設定

- ・「わかりやすいこと」「利用しやすいこと」「合理的であること」を踏まえ、以下のとおり設定する。

(単位：円)

施設の種別		利用区分	通常期	繁忙期	閑散期
宿泊施設	オートサイト (Aサイト)	宿泊	3,600	4,500	—
		休憩(1時間)	1,600	2,000	—
	オートサイト (Aサイト以外)	宿泊	3,100	4,000	—
		休憩(1時間)	1,600	2,000	—
	オートサイト (電源設備)	宿泊	500	600	—
		休憩(1時間)	200	200	—
	一般サイト	宿泊	900	1,000	—
		休憩(1時間)	450	550	—
	小型ケビン	宿泊	11,300	12,500	8,700
		休憩(1時間)	800	900	700
大型ケビン	宿泊	20,500	22,500	15,500	
	休憩(1時間)	1,600	1,700	1,300	
バンガローA	宿泊	7,400	7,700	—	
	休憩(1時間)	450	500	—	
バンガローB	宿泊	6,900	7,200	—	
	休憩(1時間)	400	450	—	
バンガローC	宿泊	8,400	8,700	—	
	休憩(1時間)	600	650	—	
その他の施設	キャンプファイヤー場	1箇所1回につき	2,500	2,900	—
	ドッグラン	半日利用	500	500	—
		1日利用	750	750	—
	多目的ホール	1時間あたり	800	1,000	800
集会室	1時間あたり	550	650	550	

### (2) 利用料金の減免

- ・児童生徒の教育課程での利用、割引カードの提示者など、減免対象者は利用料金を減免する。

### (3) 利用の許可

- ・施設利用の申し出に対して、利用目的等に応じて許可の可否判断を含め、適切な事務手続きを行う。

### (4) 施設の貸し出しなど

- ・施設の貸出を行う場合は、利用者が利用の目的を十分に果たせるように利用方法や設備について丁寧な指導、助言を行うとともに利用手引きを作成し、閲覧可能な状態で公開する。
- ・受付業務にあたっては、受付窓口においてスタッフが対応するほか、必要に応じて補助し、利用者が気持ちよく施設を使用できるよう対応する。
- ・利用施設等に応じて、利用申請の書類を常備し、迅速な手続を行う。



# V. 施設利用者への利便提供事業

## 1 物販事業

### (1) 三瓶自然館(ミュージアムショップ「ひめのが」)

- ・利用者の需要を再確認しつつ、当ショップならではのテーマ性と商品構成を前面に出した販売展開を行う。
- ・企画展の開催時期には、それぞれテーマに関連する商品を取り揃え、販売促進を図る。
- ・近隣の業者等との共同により、三瓶山らしい商品の仕入れや開発を目指し、来館者の土産購入ニーズに応えるとともに、地域活性化を視野に入れた取り組みを行う。

### (2) 三瓶小豆原埋没林公園

- ・整備時に派生した埋没杉材(以下「派生材」)を利用した商品開発を行ってきたが、その在庫が減少し、製作できる商品に限られつつある。利用者に埋没林らしさとその希少性の高さを理解していただくことができる新たな商品の検討を継続し、派生材枯渇時に向けて準備する。
- ・三瓶地区の農家等と協議を進め、土産として需要がある農産品等の販売再開を目指す。

### (3) 北の原キャンプ場(キャンパーズショップ北の原)

- ・食品等、キャンプ時に役立つ商品を中心にそろえ、利用者に利便を提供する。
- ・夏期はバーベキューの食材、冬期は鍋の食材を提供し、手軽に楽しめるキャンプ場として、利用促進を図る。

## 2 貸出事業

### (1) 北の原キャンプ場

#### ○キャンプ用品

利用者が手軽にキャンプ場を楽しめるようにテント、シュラフ、毛布などのほか、各種炊事用具の貸出を行う。また、ダッチオーブンの貸出では、アウトドアならではの楽しみ方を提唱する。20年以上貸出価格が改定されていないキャンプ用品については、単価の見直しを検討する。また、新たな試みとしてグランピングテントや備品の貸出を試行的に行う。

#### ○ノルディックウォーキング用ポール

ノルディックウォーキング用ポールの貸出を行い、ヘルシートレイリングコースの活用を図り、ウォーキングフィールドとしての三瓶山の魅力を紹介する。

#### ○雪上遊具

歩くスキーやスノーシューなどの雪上遊具の貸出を行い、積雪が多い冬の三瓶山の魅力を発信し、冬期の利用拡大を図る。

# 平成30年度 開館カレンダー

休館日
春期企画展
夏期企画展
冬期企画展
○ 開館延長

4

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

10

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

5

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

11

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

6

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

12

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

7

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

1

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

8

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

2

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28		

9

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

3

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

## 資料2 平成30年度イベント一覧表

### 【三瓶自然館】

日 程	名 称	概 要	備 考
毎月第3日曜日	サヒメルきっずサンデー	“デジタルかみしばい”や“きっずプラネタリウム”などの幼児向けイベント。	
年4～5回	サヒメル科学探険隊	小学校4～6年生を対象とした科学好きな子ども向けのイベント。年数回開催。	
4月1日(日)	春期企画展イベント キッチン・ボルケーノ	火山のメカニズムを食材を用いて 演示、紹介する。	
4月15日(日)	連続講座大地を学ぶ① 野外で学ぶ三瓶火山	三瓶山周辺の野外巡検。	
4月29日(日)、 5月3日(木)、4日(金)	ゴールデンウィーク天体観察会	ゴールデンウィーク期間中の天体 観察会。	
5月3日(木)	春期企画展イベント キッチン・ボルケーノ	火山のメカニズムを食材を用いて 演示、紹介する。	
5月6日(日)	春の室ノ内を歩こう	自然観察をしながら三瓶山室ノ内 を歩く軽登山。	
5月13日(日)	バードウォッチング講座	鳴き声による野鳥識別を体験する 講座。	
5月20日(日)	連続講座大地を学ぶ② 化石観察ウォーク	下府駅から浜田畳ヶ浦へ歩き化石 観察を行う。	
5月27日(日)	初夏のノルディックウォーク	北の原から東の原までの往復約 10kmを歩く。	
6月10日(日)	連続講座大地を学ぶ③ 日本海が生まれた時代と島根 の大地	島根県の大地の歴史を紹介。外部 講師を想定。	
7月14日(土)	連続講座大地を学ぶ④ 山陰山陽三億年の風景をたどる	夏期特別企画展オープニングとして 実施。	
7～8月の火曜日	プレミアム・館内化石ツアー	企画展で展示している化石にまつ わる話題を紹介。	
7月15日(日)	夏休み天体観察会	3連休にあわせて実施する天体 観察会。	
8月1日(水) 6日(月)	教員のための博物館の日	教員を対象にサヒメル、アクアス で博物館活用の研修会を開催。	
8月4日(土)	夏の夜の昆虫観察	夜の三瓶山で活動する昆虫を 観察。	
8月12日(日)	ペルセウス座流星群観察会	ペルサウス座流星群のほか、天体 望遠鏡で火星、土星、月の観察を 行う。	
8月13日(月) 14日(火)	夏休み天体観察会	お盆期間にあわせて実施する天体 観察会。	
9月16日(日) 9月23日(日)	秋の天体観察会	3連休にあわせて実施する天体 観察会。	
9月24日(月)	きのこウォッチング	キノコの専門家とともに歩く観察 会。	

日 程	名 称	概 要	備 考
10月7日(日)	秋の男三瓶山に登ろう	秋の草花を観察しながら男三瓶山に登る自然観察登山。	
10月12日(金)	大田市民のための天体観察会	大田市民限定の天体観察会。	
10月13日(土)～ 11月4日(日)	ススキの迷路	北の原草原にススキの迷路を開設。	
10月20日(土)～ 11月25日(日)	森のはくぶつかん	森林利用がテーマの展示と木のおもちゃ展。	
10月28日(日)	さんべの森たんけんたい	野外での幼児向けの自然体験会。	
11月3日(土)	秋のノルディックウォーク	自然観察を取り入れたノルディックウォーク。	
1月2日(水) 3日(木)	お正月イベント	雑煮のふるまいや抽選会などを実施。	
2月3日(日)	歩くスキーでアニマルトラッキング	雪上で動物の足跡などを探す自然観察。	
3月9日(土) 10日(日)	星空とともに	東日本大震災に関するプラネタリウム番組の投影。	

#### ■三瓶小豆原埋没林

日 程	名 称	概 要	備 考
6月16日(土)	蛍の夕べin三瓶小豆原	芝生園地でのホタル観賞と写真撮影体験。	
8月4日(土)	自由研究歓迎！石ころ鑑定団	埋没林周辺の散策と、参加者持参の石の鑑定。	
9月22日(土)	波根エキ・カラ	波根駅周辺を歩くマチ歩き。	交流の家との連携事業
10月21日(日)	五十猛エキ・カラ	五十猛駅周辺を歩くマチ歩き。	交流の家との連携事業
11月16日(金)	大田市エキ・カラ	大田市駅周辺を歩くマチ歩き。	交流の家との連携事業
12月1日(土)	太古の森シンポジウム	魚津、仙台などの関係者を招いてのシンポジウム。	大阪での開催を予定

#### ■三瓶山北の原キャンプ場

日 程	名 称	概 要	備 考
5月19日(土) 20日(日)	ビギナーズキャンプセミナー 2018春	キャンプ初心者を対象とした講座型キャンプ。	
7月8日(日)	ダッチオープンセミナー	ダッチオープンの魅力と使い方を紹介する講座。	
9月8日(土) 9日(日)	ビギナーズキャンプセミナー 2018秋	キャンプ初心者を対象とした講座型キャンプ。	

### 資料 3

様式 4 - 2

## 不利益処分に対する処分基準

(整理番号：001)

平成27年4月1日

1. 根 拠 規 程 等	島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例 第15条
2. 不利益処分の概要	許可の取り消し、条件の変更
3. 処分基準（未設定の場合はその理由）	<p>使用許可の取り消しについては、施設内の秩序の維持の観点から措置を行うかどうか判断することとなるが、違反者の瑕疵の程度や、他の利用者への迷惑度、自然館等の施設等の棄損の度合いなど、様々な状況を考慮して客観的に判断されなければならない。</p> <p>また、管理上の必要性により使用許可条件の変更を要する状況を予測することは困難であり、個別の事例により公益性等を考慮して判断せざるを得ない。</p> <p>よって、一律に基準を設定することは困難である。</p> <p>（許可の取消し等）</p> <p>第15条 指定管理者は、前条第1項の許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その者に対して、同項の許可を取り消し、同条第3項の規定により許可に付した条件を変更し、又は利用の中止若しくは自然館等からの退去を命ずることができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。</p> <p>(2) 前条第3項の規定により許可に付した条件に違反したとき。</p> <p>(3) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。</p>
4. 処分を行う施設名	島根県立三瓶自然館
5. 指定管理者の担当部署	公益財団法人しまね自然と環境財団 総務課

## 資料 4

様式 2 - 2

### 申請に対する審査基準

(整理番号 : 002 )

平成27年4月1日

1. 根 拠 規 程 等	島根県立三瓶自然館及びその付属施設の設置及び管理に関する条例 第14条第1項
2. 許 認 可 等 の 種 類	施設の利用許可
3. 審 査 基 準	<p>次の各号の一に該当すると認めるときは、使用の許可をしない。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 公の秩序又は善良な風俗を害する恐れがあるとき。</li><li>2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の財産上の利益になるおそれがあると認められるとき。</li><li>3 自然館等の施設又は設備を損壊するおそれがあると認められるとき。</li><li>4 その他管理上の支障があるとき。</li></ol> <p>(利用の許可)</p> <p>第14条 有料施設等を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。</p>
4. 標 準 処 理 期 間	10日間
5. 申 請 先	島根県立三瓶自然館又は各利用施設
6. 処 分 を 行 う 施 設 名	島根県立三瓶自然館又は各利用施設
7. 指定管理者の担当部署	公益財団法人しまね自然と環境財団 総務課

## 申請に対する審査基準

(整理番号：003)

平成29年4月1日

1. 法令名・根拠条項	島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例第17条
2. 許認可等の種類	利用料金の減免
3. 審査基準	<p>1 島根県立三瓶自然館及び附属施設の設置及び管理に関する条例施行規則第4条表1から4に定めるもの 判断基準…同規則に定める区分に該当するとき。 減免額…同規則に定める額(全額、1/2の額、2割)</p> <p>2 同条表5に定めるもの</p> <p>(1) 島根県からの要請に基づくもの(例:児童福祉週間、老人週間、身体障がい者福祉週間、遣島使カード等) 判断基準…指定管理施設の経営に支障がないとき。 減免額…観覧料の全額、1/2の額、2割</p> <p>(2) 広報目的のもの(例:各メディア広報による特典等) 判断基準…広報対象が広く一般であるとき又は県立施設の広報として適切であるとき。 減免額…観覧料の全額又は2割</p> <p>(3) 指定管理者の事業展開(他施設等との連携含む)又は当該施設の利用促進を図る目的のもの(例:企画展招待券、島根県立施設等との連携割引等) 判断基準…指定管理施設の経営に支障がないとき。 減免額…観覧料の全額又は2割</p> <p>(4) サービス向上目的のもの(例:観光バス等の運転手、添乗員及びタクシー運転手等) 判断基準…指定管理施設の経営に支障がないとき。 減免額…観覧料の全額又は2割</p> <p>なお、各事例は突発的に要請又は実施の必要が生じることもあり、限定的な列挙は困難である。また、経営への支障は、1を除く減免額総額の年間見込み額が300万円を超える場合に考慮する。</p> <p>(利用料金等の減免) 第17条 指定管理者は、規則の定めるところにより、利用料金等の減免をすることができる。</p>
4. 標準処理期間	10日間
5. 申請先	観覧料：島根県立三瓶自然館又は埋没林公園 利用料：島根県立三瓶自然館
6. 処分を行う施設名	観覧料：島根県立三瓶自然館又は埋没林公園 利用料：島根県立三瓶自然館
7. 指定管理者の担当部署	公益財団法人しまね自然と環境財団 総務課

## 申請に対する審査基準

(整理番号：004)

平成27年4月1日

1. 法令名・根拠条項	島根県立三瓶自然館及びその付属施設の設置及び管理に関する条例 第18条
2. 許認可等の種類	利用料金等の還付
<p>3. 審査基準（未設定の場合はその理由）</p> <p>第18条第1項については、本人の責めに帰することができない理由の発生状況は、様々なケースが想定され、また全部還付・一部還付を含めた「還付する、しない」の判断は、施設の使用又は観覧行為に対し、時間的、空間的な制約をどれだけ受けたかにより、客観的、合理的に判断されなければならない。</p> <p>しかし現実には、このような判断は非常に相対的、流動的なものとなるため、一律に基準を設けることは困難である。</p> <p>第18条第2項についても、同様に個々の事例により客観的に判断されるべきものであり、一律に基準を設けることは困難である。</p> <p>（利用料金等の不還付）</p> <p>第18条 既に納入された利用料金等は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1)利用料金等を納入した者が、その責めに帰することができない理由により、有料施設等を利用することができなくなったとき、天体運行の投影、全天周映画若しくは展示物を観覧することができなくなったとき、自然館の観察施設を利用して天体を観覧することができなくなったとき、又は埋没木等を観覧することができなくなったとき。</p> <p>(2)第21条の規定により有料施設等の利用が禁止され、又は制限されたことにより当該有料施設等が利用できなくなったとき。</p>	
4. 標準処理期間	10日間
5. 申請先	島根県立三瓶自然館
6. 処分を行う施設名	島根県立三瓶自然館
7. 指定管理者の担当部署	公益財団法人しまね自然と環境財団 総務課



## 申請に対する審査基準

(整理番号：005)

平成27年4月1日

1. 法令名・根拠条項	島根県立三瓶自然館及びその付属施設の設置及び管理に関する条例第19条第1項
2. 許認可等の種類	営業行為等の許可
3. 審査基準	<p>次の各号の一に該当すると認めるときは、第19条第1項に掲げる行為を許可する。</p> <p>I 第19条第1項第1号及び第2号について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 自然館及びその付属施設の設置目的に沿った行事等の開催の案内のための広告物の表示、宣伝活動をする場合。</li> <li>2 利用者への自然に関する情報提供や、啓発を図るための公共性の高い広告物の表示、宣伝活動をする場合。</li> <li>3 国、県、他の地方公共団体、その他の公共団体又は公益財団法人しまね自然と環境財団が主催又は共催の行事開催時において、利用者への便宜供与、利用促進のための物品の販売、その他の営業行為を行う場合。</li> <li>4 自然館及びその付属施設の利用者の便宜供与のため、物品の販売、その他の営業行為を行う場合。</li> <li>5 その他特に必要があると認められる場合。</li> </ol> <p>II 第19条第1項第3号について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 自然館及びその付属施設の設置目的に沿った行事等を開催する場合。</li> <li>2 国、県、他の地方公共団体、その他の公共団体又は公益財団法人しまね自然と環境財団が主催又は共催により公用又は公共用の目的で行事を開催する場合。</li> <li>3 国立公園、三瓶フィールドミュージアムの適正な利用の促進に寄与すると認められる行事を開催する場合。</li> <li>4 自然に関する学習・啓発を図る目的で展示会等を開催する場合。</li> <li>5 その他特に必要があると認められる場合。</li> </ol> <p>(行為の制限)</p> <p>第19条 自然館等において、次に掲げる行為をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 広告物を表示し、又は宣伝活動をすること。</li> <li>(2) 寄付金の募集、物品の販売その他これらに類する行為をすること。</li> <li>(3) 集会、競技会、展示会その他の催しをすること。</li> </ol>
4. 標準処理期間	10日間
5. 申請先	島根県立三瓶自然館
6. 処分を行う施設名	島根県立三瓶自然館
7. 指定管理者の担当部署	公益財団法人しまね自然と環境財団 総務課

公益財団法人しまね自然と環境財団   
Shimane Nature and Environment Foundation